

新たな国際施策推進体制の具体的な事業内容

世田谷区の国際施策

3つの柱とその具体的計画に基づく事業を下記の役割のもと展開する。

- [3つの柱]
 多文化共生の推進
 国際交流の推進
 国際協力・国際貢献

区(行政)

在住外国人の増加等、国際を取り巻く状況の変化を捉えた国際施策に係る計画等の作成及び進行管理を行う。

外国人との共生に向けた意識啓発、生活相談支援や行政情報の多言語化、姉妹都市交流や海外諸都市との交流の推進など、「世田谷区多文化共生プラン」等に基づく国際施策を推進する。

役割	事業例・内容	事業展開
国際施策の企画・立案 「世田谷区多文化共生プラン」の進行管理	・平成31年3月策定「世田谷区多文化共生プラン」に基づく各事業の実施、進捗管理 ・「外国人区民の意識・実態調査」の実施(令和元年度) ・日本人区民に対する多文化共生に関する意識・実態調査の実施 ・男女共同参画・多文化共生推進審議会の運営	プランの各施策の進行管理を行い、より効果的に実施する。令和元年度に外国人区民の意識・実態調査を実施、さらには、今後日本人区民にも調査を実施してニーズと変化を把握し、プランの見直しや今後の施策に反映させる。
在住外国人・転入外国人への生活相談と支援	・外国人向け生活相談【拡充】 ・外国人向け日本語教室【拡充】 ・外国人向け防災教室	入管法の改正による生活者としての外国人の増加や外国人区民の意識・実態調査の結果を踏まえ、国が示す一元的窓口も視野に入れつつ、相談体制の充実を図る。 令和元年の「日本語教育の推進に関する法律」の制定に伴い、国が策定予定の基本方針や都の取組みを踏まえ、区における方針の策定や外国人向け日本語教室の運営方法の見直しを図る。 外国人が災害の基礎知識を学習できるよう、町会や地域の日本語教室と連携し防災教室を実施する。
外国人への行政情報の発信(多言語化を含む)	・帰国・外国人教育相談室 ・多言語による生活便利帳の発行 ・ホームページ(外国人向けページ)の充実 ・公共施設案内表示の多言語化【拡充】	日本語補助員の派遣や通級指導により、帰国・来日した児童・生徒に対する教や相談の充実を図ります。 より効果的な発信媒体の検討やホームページの充実を進める。 本庁舎改築にあわせた庁内サインの多言語化に取り組むとともに、ICTを活用した窓口における多言語対応の充実を図る。
多文化共生に係る意識啓発 偏見・差別の解消 国際理解の促進	・国際人権啓発講座(シンポジウム等) ・ホームステイボランティア事業 ・児童・生徒への国際理解教育 ・職員向け研修 ・国際メッセ ・「在住外国人との意見交換会」	外国人の人権に係る啓発イベント、国際理解教育、ホームステイボランティア事業等を通じて、多文化共生の意識を醸成する。職員向けの多文化共生に係る研修の充実強化を図る。 国際メッセは区が主体となり実施する。メッセと合わせて「在住外国人との意見交換会」を継続的に実施し、相互理解を進める。文化財団と連携することで、参加団体のネットワークを拡大していく。
区が行う国際交流・国際貢献・国際協力	・国際平和交流基金を活用した区民の国際交流・国際協力事業の支援 ・JICA等との国際協力団体の連携	・平和交流基金事業での助成団体への国際メッセ出展案内のほか、文化財団の(仮称)多文化情報コーナーでのPRにつなげることで、団体の活動の活性化やネットワークの拡大を図る。 ・(独)国際協力機構(JICA)や(一財)自治体国際化協会(CLAIR)との連携を強化し、区民に対して国際協力の必要性に関する意識啓発を進めるとともに、区が持つノウハウを活用した国際貢献事業に取り組む。
姉妹都市・海外諸都市との交流受け入れ	平成30年2月策定の「国際交流のあり方」を踏まえた各交流 ・3姉妹都市との行政交流 ・海外諸都市とのパートナー・テーマ型交流【拡充】 ・海外からの視察等の受け入れ調整 ・教育交流(派遣・受入)事業	・3姉妹都市については、これまでの行政交流、教育の交流を進めるとともに、他分野での交流も模索する。 ・海外諸都市とは、姉妹都市等提携を前提とした交流に限らず、教育、文化・芸術、スポーツ等各々のテーマで交流を重ねるパートナー・テーマ型交流を進める。(台湾の文化交流、ポータランドの教育交流等) ・視察の受け入れは、より効果的な実施に繋がるよう調整する。 ・子どもたちが外国の文化に触れたり、相互に交流する機会を通じて、国際的視野を広める教育交流をさらに進める。

せたがや文化財団

多文化共生や国際交流等に関する情報発信を行うと共に、地域で活動するきっかけとなるイベントや講座などを実施し、地域活動を希望する区民・団体が活躍できる場を提供する。また、イベントや講座参加者の交流や市民活動団体支援などによるネットワークの構築を進めることで、区民が主体的に行う活動を支援する。

令和2年度予定事業

役割	事業例・内容	事業展開
交流の担い手の育成 在住外国人等の地域活動への参加促進	・多文化ボランティア講座(年7回程度)【移管】 様々な国の文化(食、生活)、習慣等を学ぶ講座 ・日本語コミュニケーション講座(前後期各5回程度)【新規】 区実施の日本語教室修了生等を対象に、中級～上級の日本語のコミュニケーションを学ぶ講座	外国人に係るボランティア活動など交流の担い手となるのが期待できる。また、外国人の参加者にとっては、地域への参画のきっかけとなる。 在住外国人の受講者の日本語能力が向上により、地域コミュニティへの参加のきっかけとなる。また、外国人が地域の担い手となり活躍することも期待できる。
活動のネットワーク化 多様な交流を通じた地域活性化	・(仮称)多文化情報コーナーの運営【新規】 ・ボランティア等の活躍の機会の提供【新規】 外国人との交流や地域活動を希望する外国人を含む区民に対し、(仮称)国際事業部や地域団体が実施する事業における活躍の場を創出、紹介する。	展開は別紙2のとおり ボランティア活動や交流の機会を提供することで、地域活動の機会を求めている人のニーズに答える。
区民参加型の国際交流イベント	・国際交流ラウンジ(年4回程度)【移管】 区民、外国人、留学生等による、国の文化などをテーマにした交流する場 ～東京2020大会～ 東京2020大会に関する交流ラウンジを実施予定 ・外国人向けまち歩きツアー(年4回程度)【移管・拡充】 文化施設、商店街、イベントを交えたツアー・交流 ～東京2020大会～ オリンピック期間中及びパラリンピック期間中に実施予定 ・国際メッセ(年1回)【共催】	ラウンジでの交流を通して、参加者同士の国際交流の場を広げる。 地域や地域で行うイベントの魅力を発見することで、ボランティア等として地域で活動するきっかけをつくる。希望者に対して、地域やイベントを案内する観光ボランティアなどを紹介する。 区と連携し参加団体のネットワークを拡大していく。
区民団体による国際交流、国際貢献、国際協力事業	・(仮称)多文化情報コーナーの運営と情報発信【新規】 ・国際交流inせたがや(年1回)【既存】	展開は別紙2のとおり 区民団体による国際交流事業を実施し、団体や活動等の魅力を発信するとともに、参加者が外国の文化を知るきっかけをつくる。
姉妹都市交流 海外諸都市との交流	文化交流や音楽交流等において区と協力し実施	

連携協力

情報共有

連携協力

まちなか観光事業(産業振興公社)

三軒茶屋観光案内所(SANCHA³)

(仮称)多文化情報コーナーでは、行政情報や生活情報、団体に関する情報を提供し、観光情報は三軒茶屋観光案内所にて対応するなど、役割分担により外国人の幅広い問い合わせに対応する。

観光ボランティアガイド

世田谷区の観光名所を無料で案内する観光ボランティアガイドの協力による、外国人向けまち歩きツアーの実施する。

東京2020大会・ホストタウン関連事業

東京2020大会、ホストタウン事業に関連する観光イベントにおいて、(仮称)国際事業部との連携や、国際交流団体の協力などにより、外国人を含めた交流の機会を充実する。